

税務 & 社保関連のお知らせ

2023/06/05

税務①：給料 & 土業源泉税（納期の特例）

◆概要

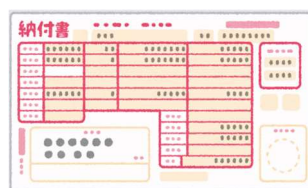
役員と従業員の合計人数が10人未満の会社様は税務署に届出を提出することで『給料 & 土業の源泉税』を毎月ではなく、年に2回に分けてのご納税が可能です

◆年に2回のご納税期限

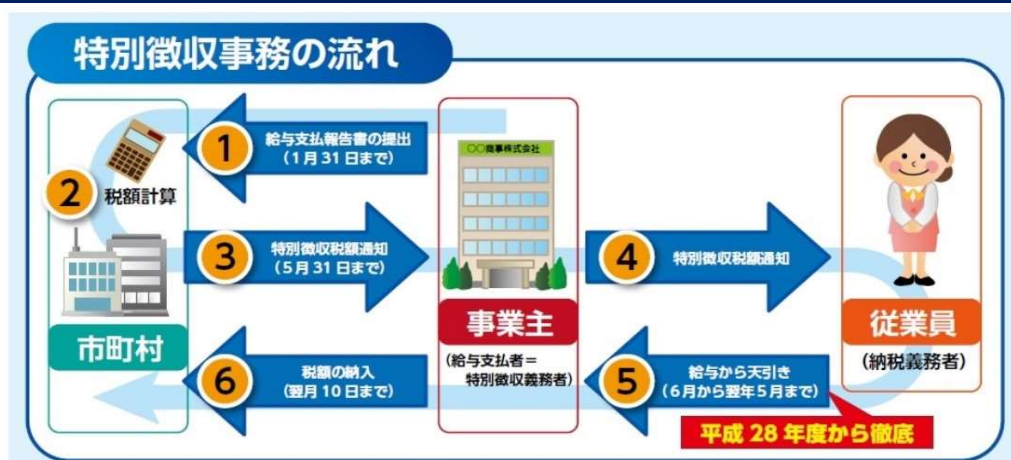
上半期（1月～6月分）7月10日期限 / 下半期（7月～12月分）：1月20日期限

◆上半期ご納税スケジュールについて ※下記D納付は「ダイレクト納付」の事を指します

日程	流れ	詳細
6月6日	弊所	該当のお客様へご案内メール連絡いたします
6月15日	お客様	資料のご提出期限となります
6月下旬	弊所	☆納付書払いのお客様：納付書を作成してご郵送いたします ★D納付のお客様：ご納税額をメール連絡いたします
	お客様	☆納付書払いのお客様 ・納付書が届き次第、期限内にご納税お願いいたします ★D納付のお客様 ・ご納税額をご確認お願いいたします
7月6日	弊所	ダイレクト納付の手続きいたします
	お客様	★D納付のお客様 ・お引落しのご確認をお願いします ※残高不足でエラーになった場合は、税務署からのペナルティと弊所の手数料が発生しますので、ご注意ください。



税務②：個人住民税／特別徴収



参考：<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/6/tokubetutyousyu.html>

◆概要

- ①弊所で市区町村宛に役員及び従業員の方々の給与支払報告書を提出しております
- ②各市区町村で役員及び従業員の方々の住民税を計算します
- ③5月下旬~6月上旬に各市区町村より役員及び従業員の方々の住民税の書類が届きます

* 会社様にご対応お願いしたい事項

★特別徴収義務者用の A3 用紙：会社様保管／弊所で給料計算しているお客様はご共有ください

- ④従業員様へ通知カードをお渡しく下さい
- ⑤決定通知書に記載された月額税額（6月～翌年5月まで）を給与計算にて天引きしてください
- ⑥翌月10日までに住民税ご納税ください

◆⑥ご納税方法（翌月10日まで→6月分／7月10日ご納税期限）

- * 同封の納付書にてお支払いのお客様→納付期限までに銀行様にてご納税お願いします
- * el-tax でのご納税をご希望のお客様→ID とパスが必要となりますので、弊所にご連絡ください
具体的な el-tax を利用した納税方法は下記 URL をご参照ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/nouhu/>

※ご参考：社保関連／各所に TEL 又は社労士様へご相談ください

◆算定基礎届（各所への提出期限：7月10日）

*概要

4月から6月に支払ったお給料の金額をもとに、1年間の社会保険料の基本となる標準報酬月額を決定するために各所に提出する書類です

詳細は管轄の年金事務所・組合へお問い合わせ又は社労士様へご相談ください

※参考 URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.html>

◆労働保険の年度更新（各所への提出期限：7月10日）

*概要

労働保険の保険料は、毎年前払いされており、毎年行う労働保険料の申告と納付のことです

詳細はコールセンターへお問い合わせ又は社労士様へご相談ください

※参考 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

